

平成30年9月14日

産業厚生委員会

阿久根市議会

1. 日 時 平成30年9月14日(金) 13時45分開会
14時41分散会
2. 場 所 第1委員会室
3. 出席委員 仮屋園一徳委員長、白石純一副委員長、中面幸人委員、
濱崎國治委員、牟田学委員、岩崎健二委員、
山田勝委員、野畑直委員
4. 事務局職員 議事係主査 大漣 昭裕
5. 説明員 商工観光課
課長 堂之下 浩子 君 課長補佐 牧尾 浩一 君
6. 会議に付した事件
・議案第41号 道の駅阿久根観光物産館条例の制定について
・所管事務調査
7. 議事の経過概要
別紙のとおり

仮屋園一徳委員長

ただいまから産業厚生委員会を開会いたします。

平成30年9月7日の本会議で本委員会に付託されました案件は、議案第41号、道の駅阿久根観光物産館条例の制定についてであります。

なお、本日の日程については、お手元に配付してあります日程表のとおり進めていきますので、よろしく願いいたします。

それでは、執行部の出席をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

(商工観光課入室)

(休憩 13:46～13:49)

◎議案第41号 道の駅阿久根観光物産館条例の制定について

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議案第41号、道の駅阿久根観光物産館条例の制定について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

堂之下商工観光課長

議案第41号、道の駅阿久根観光物産館条例の制定について御説明申し上げます。

道の駅阿久根観光物産館について、今後、指定管理による管理運営も可能とするため、施設の定義を公の施設として、設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

それでは、条例の主な内容について御説明申し上げます。議案書は24ページからになります。

第1条及び第2条は、道の駅阿久根の設置目的、名称及び位置について規定し、第3条は、観光物産館の業務について規定したものであります。第4条及び第5条は、観光物産館の休館日及び開館時間について規定したものであります。第6条は、施設の使用に当たっては、あらかじめ市長の許可を受けなければならないことを、第7条は、使用の制限等について規定したものです。第8条は、別表に定める使用料を納付しなければならないこと、第9条は、使用料の減免について、第10条は、使用料の返還について、それぞれ規定するものであります。第11条は、施設等の現状変更禁止について、第12条は、損害賠償について規定するものであります。第13条は、観光物産館の管理を指定管理者に行わせることができることとするものであり、第14条は、指定管理者の業務について、第15条は、指定管理者が管理を行う場合の利用料金について規定するものであります。第16条は、条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めることとするものであります。附則は、この条例の施行日を平成31年4月1日とするものであります。

最後に、別表は第8条の使用料に係るものであり、物品の販売及び飲食物の提供においては売上金額の100分の30以内の額とし、その他の使用については市長が別に定める額とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

白石純一委員

この条例の第4条、休館日ですけれども、この条例案では12月31日および1月1日、他の道の駅を見ておりますと、地方の道の駅では定休日を設定しているところも多々あるようです。恐らく人手不足と、もちろん毎日開けていたほうが好ましいんですけども、人手不足とか従業員のやる気とかということとで一日休みを設けてらっしゃるのではないかと思いますが、もちろんこれは必要があるときは認めるとなっているんですけど、そういったことは議論されたこと、また、それも柔軟に対処をされるということは考えてらっしゃるんですか。

堂之下商工観光課長

この休館日については、今、現状に照らし合わせて同じような形をとったところでございます。もし、そういった必要が、申し出があった場合は一緒に協議をして、事業者とですね、協議をしていきたいというふうに思います。

白石純一委員

現在、指定管理を、公募を始めたんでしょうか。

(発言する者あり)

これが承認されてからですね。そこで伺いたいのは、物品の販売、飲食物の提供等が主な業務となっておりますけれども、指定管理の募集要項の中で、飲食店、つまりレストランをやめて例えば物品の販売所に当てたいというようなことも可能な募集要項にされるつもりですか。

堂之下商工観光課長

一応、条例にうたってありますとおり、原則的には飲食物の提供を求めているところでございます。例えばそれにかわりまして、物品の販売のほうが収益があるんだという事業計画、事業提案がなされるとすれば、そのところは勘案して提案をお聞きしたいというふうには思っております。

白石純一委員

業務は次のとおりとするということは、これを全てやらなければいけないというふうに解釈しなければいけないということですか。

堂之下商工観光課長

私たちは、そういうふうに考えております。

白石純一委員

それでは、今、課長が言われたように、その売り場の例えば飲食店をやめて物販にするというような申し出があれば、それは柔軟に対処、検討されるということでしょうか。

堂之下商工観光課長

事業提案が、選定委員の皆様が事業提案について承認をされるというか、そのほうがより活用されるだろうという判断をなされれば、そういうことになるかというふうに思います。

白石純一委員

恐らくですね、新しい事業者の方は、やってみないとなかなかわからない部分もあるかと思しますので、始めた後にスタイルの変更等の要望が出るかもしれないですけども、

それには対応はされる可能性はあるのでしょうか。

堂之下商工観光課長

本当に何とも言えませんけれども、実際、厨房施設もございますので、できればそこを活用していただきたいというふうには思っております。

白石純一委員

実際、商売をされるので、その方々が本当にもうけないことには、赤字の垂れ流しになっては困るので、その辺は柔軟に対処されるように心づもりをいただければと思います。

濱崎國治委員

今、指定管理者の業務の中で、飲食については物販のほうに提案があった場合は考慮できるような話がありますけれども、この14条の規定は、次に掲げる業務を行うものとするところなんです。行うものとするのに、第3条の業務とこれについては行うものとするわけですから、行わなければならないんじゃないですか。この条例からすれば、行うことができるんじゃないかと、行うものとするということではあるんですよ。

堂之下商工観光課長

条例をつくる段階で私たちはこれをやっていただきたいということで考えております。ただ、やはり収益事業の中でそういった提案があった場合には協議の必要はあるかなというふうには思っておりますし、協議をしながらですね、決めていく必要もあるかなというふうには思います。ただ、最初からなくてもいいですよということは言いません。

濱崎國治委員

でも、これからすれば、行わなければ、行うものとするというのは、行わなくてもいいということで理解していいんですか。

堂之下商工観光課長

募集要項では、行うことを前提に募集をしたいというふうに思っております。

濱崎國治委員

募集要項では、それを前提にしても、募集要項が、応募した人がこれではだめだから、料理の提供はしなくて物販にするんだという、そういうことで、いわゆる選定委員とかそういうのが認めれば、それはそれでいいという考えなんですか。

仮屋園一徳委員

課長、いいですか。16条との関連はどのようになりますか。今の濱崎委員の質疑に対して。

[堂之下商工観光課長「14条ですね」と呼ぶ]

14条を濱崎委員は言ってるんですけど、16条でこの条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるというふうにしてありますけど、これとの関連はないんですかということなんです。

堂之下商工観光課長

16条は細かい規則を別に定めるということではございます。やはり、一応、3条に定めた業務はやっていただきたいと思っております。

濱崎國治委員

どうもその辺がですね、もし課長が思っているようなのであれば、指定管理者は次に掲げる業務を行うことができるということでしたほうがいいんじゃないですか。私も、調理について必ずしもですね、課長がおっしゃるとおり、ここを円滑に運営するためにはどうも調理部門というのは難しい、収益が上がらないということで、物販スペースにしようという、もし、そういうのがあってですよ、そういう応募されたときにはこれがあるからど

うもその辺は、それを認めるわけにはいかないのではないですかね。もし課長がそういうのだったらここをちょっと変えとったほうがいいんじゃないですか。柔軟的に、もしそういう意図があったらですよ、課長。そういう意図があったら、ここを柔軟にしとったほうがいいんじゃないですかっていうことですよ。

[山田勝委員「関連して質問していいですか」と呼ぶ]

山田勝委員

私はね、これは私の質疑をする中心なんですけれどもね、飲食物の提供に関する業務というのはですね、私は飲食物というのは非常に多いわけで、例えば、たこ焼きを売る、マヨたこを売る、例えばあそこで立ち食いうどん屋をする、それも飲食物と見るわけでしょう。それから、ジュースを買って飲む。あるいは、ジュースボックスで売る、あれも飲食物でしょう。だから飲食物というのは、非常に広いから、何も食堂に確定するものではないというふうに思いますよ。ですから、これはこれで別にどってことないんじゃないですか。それをどういう具合に組み合わせていくかというのは、やった人の考えですからね、次の。

濱崎國治委員

じゃあ、今の山田委員の発言がありますけれども、この飲食物というのはそういう意味でとっていいんですか。料理は含まないという、調理した分については含まないということでも理解していいんですか。

堂之下商工観光課長

それも含むというふうに考えています。レストランを運営する場合もあるし、あるいはそこで調理をしてお弁当を販売する場合もあるかもしれません。そういうのを広く含めて飲食物というふうに捉えていただければというふうに思っています。

仮屋園一徳委員長

よろしいですか。ほかに。

白石純一委員

今のお話だと、弁当を並べて売ると、レストランの接客の部分は、なしということでもいいということですかね。

堂之下商工観光課長

そういうことも含まれるかなと思いますけれども、今ここでどういうのがいいのかというのは私のほうもわかりませんので、それぞれの事業提案を受けて考えていきたいというふうに思っています。

白石純一委員

であれば、ほかの委員からもあるように柔軟にですね、解釈できるようにしとかなないと、必ずしもこれをやらなきゃいけないということを見て、応募者はそのように理解すると思いますが。

[発言する者あり]

仮屋園一徳委員長

ここで休憩に入ります。

(休憩 14:02~14:12)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

野畑直委員

今の件は皆さんいいんですか。私は附則のですね、使用料についてちょっとお尋ねします。金額について、売上金額に100分の30を乗じて得た額以内の額となっていますけれども、100分の30以内となれば、ものすごくアバウトだと思うんだけど、100分の10も以内になるし、ここら辺の考え方はもう少しきちんと書いたほうがいいのかなと思うんですが。

堂之下商工観光課長

ここについては、また指定管理者が考える部分もあるかと思いますが、委託販売という形になったときにですね、冷蔵ケースを使う場合、または常温の品の場合、品数によって違ったりとか、今現在も市内業者、市外業者で割合を変えているようではございます。また、冷蔵ケースを使う場合は25%とかということになっているようでございますので、そこはまたそれぞれの品物によって検討していきたいというふうに思っております。

[発言する者あり]

白石純一委員

例えば、委託販売のことがありましたけれども、例えば今、10万の売り上げがあって、委託販売で2割、2万円の手数料収入があったら、その100分の30になるということですね。

堂之下商工観光課長

例えば、1万円売ったとした場合、20%であれば2,000円ですかね、が使用料としていただくということになります。

白石純一委員

そうすると、事業者の利益はなくなるんじゃないですか。事業者の利益を差し引いて納めないかんということですよ。

[発言する者あり]

山田勝委員

30%以内というのは、私は決め方でいいと思いますよ。30%を乗じて得た額以内ですからね、30%もあれば15%もあれば20%ある、25%もあるというのは、それぞれ地元の出展していただく方々の品物にもよるし、あるいは阿久根んしばっかいかんかもしれんから、市外の人もあるかもしれない、あるいは一両日中に毎日売れるやつもあれば、3日かかるのもあれば、1カ月かかって売れるやつもある、そういう中では、やっぱり30%を乗じた額以内でしてくださいということぐらいでないと、こういうことでないと収まりがつかないんじゃないかなという気が私はします。

濱崎國治委員

今の、別表のこれなんですけど、物品の販売及び飲料物の提供、例えば料理の提供の場合もこれが該当するということでもいいんですか。この場合はどうなりますかね、料理を提供する場合。今まではですね、展示販売物の手数料しか載ってなかったんですよ。ですから、いままでは直営でしとって、自分たちでつくって道の駅自体が提供しとったものだから。だから、ほかのは全部委託販売で商店の方が1,000円だったら20%だから200円ですよという仕方ですね。ただ、今回の場合はこの辺が、私はこれを見てどういうふうになるのかなと。物品はわかるんですよ、物品の販売ですね、それぞれ5%があってもいいし、特別ですね、これは安くせないかんとか、手数料をですね。あるいは、これについてはギリギリ30%にせないかんとか、それはいろいろあっていいと思うんですね。先ほどからあるとおり、市内の分はこうで市外の分はこうですよという決め方でいいと思います。ただ、飲食物の提供の場合ですね、その辺がどういうふうに理解すればいいのかなと思っ

て、レストランで提供する場合。あえて販売及び飲食物の提供というのをしてあるんですが、この辺はどういう。

堂之下商工観光課長

指定管理者は、直営でレストランを運営する場合は手数料を取らないと思っています。ただ、例えばその場所を貸して、例えばたこ焼きを売るとかいう場合にこの販売額の30%以内でいただきますよと。

濱崎國治委員

そうしたら、指定管理者がここを任せられたら、調理部分については別の業者を入れた場合には30%以内で取れるんですよという規定なんですか。

堂之下商工観光課長

はい。

濱崎國治委員

直営で、今までみたいに直営でした場合は、これは該当しないということで理解しているんですね。

堂之下商工観光課長

そのとおりです。

中面幸人委員

指定管理者についてですけども、ここでは指定管理者による管理ということで、第13条に、法人その他の団体であって市長が指定するものとうたわれておりますけれども、先ほど公募ですかね、募集かそういうのを出すわけなんですかけれども、指定管理者の資格については、例えば別途、募集要項とかそういうのは載せなくていいんですか、全く関係ないんですか。この条例には載せなくていいんですか。

堂之下商工観光課長

この条例は設置に関する条例ですので、それは載せないということになります。応募に当たっては募集要項を別にしっかりつくります。この条例に関しては指定管理もできるということをうたっているものでございます。

仮屋園一徳委員長

よろしいですか。

岩崎健二委員

例えば、建物、あるいは駐車場、駐車場については国交省の持ち物だと思うんですが、イベントによってはテントを張って物販なんかをやってらっしゃる方がいらっしゃるんですが、これについてはどこまでを物産館条例の範囲内とされるんですか。

堂之下商工観光課長

この観光物産館条例は、公の施設として阿久根市の物産館だけでございます。物産館だけが阿久根市の建物でございます。そういった駐車場を使う場合はあらかじめ国土交通省に申請をして使用許可をいただくということになります。ただ、国土交通省と建設当時に覚書を結んでおりまして、そういった駐車場の清掃であったりとかトイレの清掃というのは阿久根市で行うということになっておりますので、指定管理者のほうにその業務も行わせるということになると思います。

岩崎健二委員

条例上は、今の建物だけだけど、運用として駐車場もテント等を張って物販なんかをする場合は、それも含めてということなんですか。

堂之下商工観光課長

清掃とか日常の管理については行いますけれども、そうやって場所を借りてテントを張るという場合には国土交通省の許可が必要になります。

岩崎健二委員

そうなりますと、例えば駐車場にテント等を張って物販をされた方については、ここにあります使用料については発生しないということになるんですか。

堂之下商工観光課長

それについては、使用料をもらわないといけないというふうに思います。

岩崎健二委員

それは、誰がもらうんですか。

仮屋園一徳委員長

ちょっとここで休憩に入ります。

(休憩 14:21~14:25)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

堂之下商工観光課長

青空市のようなものについては、指定管理者の収益事業として行われると考えますときに、指定管理者の責任において使用料を取り、また使用の申請もされるというふうに考えます。

仮屋園一徳委員長

岩崎委員、よろしいですか。

[岩崎健二委員「はい」と呼ぶ]

ほかに。

白石純一委員

確認なんですけれども、第3条は、観光物産館は次の業務を行うことができるというふうには変更はしないということですか。

堂之下商工観光課長

このままで大丈夫だというふうに考えています。

白石純一委員

どうなんですかね、公の施設なわけですから、食堂については物販もそうなんですけど、食堂についてはやっぱり民間の、他の市内の事業者もあるわけですから、私は民業を圧迫、できるだけ圧迫しないほうがいいと思うので、柔軟にそこは指定管理者が考える方向がとれるように柔軟に業務ができることとするというほうが賢明だとは思いますが。

仮屋園一徳委員長

ほかに。

山田勝委員

私の認識不足だと思うんですが、例えば青空市をする、非常にいいことなんですけど、現在の駐車場で青空市をしても駐車について支障はない状況ですかね。

堂之下商工観光課長

今はすごく利用者はふえていますので、駐車場を潰すことについてはちょっとどうかというふうにも感じるときはございます。本当に満員で停められない状況もあるようでございます。

山田勝委員

駐車場もかなりふえている状況の中です、だとしても駐車場で青空市をするという状況まで、あれば非常にいい話なんですけどね、できたらなという気がします。それはそれでいいとして、例えばですね、私が本会議でも申し上げたんですけど、仮に指定管理者制度にするとしたときにですよ、何人か指定管理制度に、募集すれば何人か出てくると思うけれども、その方々に条件を出して募集するというのはいつごろですか。

堂之下商工観光課長

今のところ、公募の期間は10月の下旬から1カ月間程度というふうに考えております。12月中に選定委員会を開催したいというふうに考えております。

山田勝委員

だから、どこが指定されるかわからないけれども、でも指定される人が私たちはこういう仕事をしたい、私はこうしたい、ああしたいということがはっきりわからない限り、軽微な改造だとしてもそれなりの金があるし、それなりの期間が要るので、やはりなるべく早く方向づけをしたほうがいいのかなと思っての質問ですので、そういう形で進んでいくわけですね。了解です。

仮屋園一徳委員長

ほかに。

濱崎國治委員

今、指定管理者の話が出ましたが、第13条では指定管理者に行わせることができるということになっておりますので、別に指定管理者に行わせなくてもいいということの条文ですけれども、これはそういうことで理解していいんですよね。

堂之下商工観光課長

地方自治法によりますと、公の施設は直営又は指定管理者に行わせることができるということになっておりますので、こういった書きぶりになっております。

仮屋園一徳委員長

よろしいですか。

ほかに。

山田勝委員

指定管理者に行わせることができるて、万一、指定管理者にさせないという結論に達した場合には具体的に何か計画はあるんですか。

堂之下商工観光課長

いまのところ、まだ計画はございません。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第41号について、審査を一時中止いたします。

(商工観光課退室)

仮屋園一徳委員長

以上で所管課への質疑が終わりましたが、現地調査について委員の意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、現地調査は行わないということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決しました。

それでは議案第41号、道の駅阿久根観光物産館条例の制定についてを議題とし、各委員の御意見を伺います。

白石純一委員

この条例については、多くの委員から疑問が出てですね、柔軟性をもっと持つべきではないかとか、飲食物の定義がはっきりしないとかいうことがあって、私はちょっとまだこれではどうなのかなというのを率直に思った次第です。

仮屋園一徳委員長

ほかの委員から。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、本案について討議に入ります。

濱崎國治委員

今もいろいろ条例に対しては出てきていますので、第16条で、必要な事項は市長が別に定めるということで、今の出た意見等も踏まえてですね、しっかりとした規則なり要項なりですね、そういうのをつくって、しっかりと、疑問のないようなですね、仕方をしたいなと思います。

仮屋園一徳委員長

ほかに。

白石純一委員

飲食物の定義によっては、弁当・惣菜を売って、レストランはなくてもいいんだよというふうにもとれますので、その辺を、今出たように要項等でしっかり、もし定められるのであれば定めた上で細則を設けないと、応募する方々が戸惑うのではないかなと思います。

山田勝委員

私はそれぞれ皆さん意見があるんですけどね、私は飲食物の弁当の話が先ほど出てきたときにですね、なるほどいいなと思ったのは、例えば西目・大川地区の方々が誰か弁当をつくってですね、もちろん手数料を払って、使用料を払ってされれば、それはそれでまた新しい事業が始まるがなという気持ちでだまって聞いていたんですけど、ですから、これはですね、これでもう来年の4月1日までということでスタートしているわけですから、かわるということですとずっとやっているわけですから、私はこれはこれで認めてですね、そして要項のところきちんとしていただければそれで結構だというふうに思います。

仮屋園一徳委員長

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

なければ、次に討論に入ります。討論ありませんか。

白石純一委員

さまざまな委員の意見がありましたが、そのあたりをですね、要項、あるいは規則等ではっきりとわかるような形にさせていただくことで賛成はできると思います。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ討論を終結いたします。

これより議案第41号、道の駅阿久根観光物産館条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件は全て議了しました。

ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては委員長に一任されました。

次に、本委員会の審査内容等の報告を11月発行予定の市議会だよりに掲載予定であります。この内容について委員の皆さんから御意見等ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、原稿の記載及び提出については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本委員会の審査内容等の原稿記載及び提出につきましては委員長に一任されました。

◎所管事務調査について

仮屋園一徳委員長

次に、本委員会の所管事務調査を議題といたします。

委員の皆さんから今後の調査について何か御意見等あればお願いをいたします。

野畑直委員

私は前回の委員会で、所管事務調査に行きましたツバキ油のことで9月議会で担当課を呼んで委員会を開いてもらいたい旨のお話をしたと思うんですが、きょう、委員長のほうにも確認しましたがけれども、今回まだ担当課のほうには、そのような担当課に来ていただくということになっていないようですので、考えたときにですね、私たちは今、規則等をつくって取り組もうとしている状況ではあります。しかしながら、担当課を呼んで話をしても進展がどうなのかなということを考えてときに、果樹の苗木の補助もありましたけれども、そういうことも含めてですね、委員会で出た問題ですけれども、市長のほうにどのような考えを持ってらっしゃるか、確認のために皆さんがよければ12月議会で一般質問をして、このような考えがあることを市長に考えを伺いたいと思うんですが、皆さんの意見を聞ければと思います。

濱崎國治委員

お願いします。

野畑直委員

皆さんがそういうふうでよかったですね、する、しないは別として、今後補助をもらうための話ではなくて、遊休農地解消のためにも何かするべきだと思っておりますので、皆さんの同意があればそのように12月議会で一般質問ということでさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

[山田勝委員「私たちの同意が要りますかね」と呼ぶ]

委員会が出たことだから、やっぱり委員会のことを一人だけが言うのもいかなものかなと自分が思うところがあって、できれば委員会で所管事務調査にも行った問題でありますので、また、黙ってするのは委員会でもんだことを一人ですのもいかなものかなと思って、ちょっと皆さんの意見を聞いたところです。

[山田勝委員「よろしくお願いします」と呼ぶ]

仮屋園一徳委員長

野畑委員には、前回のものについてちょっとこちらがよく理解してない部分がありましたことをお詫び申し上げます。

ほかに委員の皆さんからありませんか。

岩崎健二委員

今、所管事務調査についてということなので、議題がですね、今の所管事務調査をどうするのか、今上がっているものを現地調査に行くのかということが議題だと思います。ツバキ油については、前回から一生懸命やって野畑委員も私もやってるんですが、まだなかなか進展が見られないので何かもっと進展しやすいような先進事例でもあればまた行ってみるのもどうかと思うんですが、なかなか探せない状況ではあるかとは思いますが、引き続きツバキ油についても調査を進めていければなと思っているんですがいかがですかね。

仮屋園一徳委員長

ほかの委員の皆さんから。

山田勝委員

私が気になっとなったのはですね、桜島にあるでしょ、あれが身近で大した規模でもないし、あそこでも所管事務調査の一つとして調査をしてみたらどうかなという気持ちは実はあります。

仮屋園一徳委員長

今、そのような意見がありますが、ほかの委員の方はどうですか。

野畑直委員

今、山田委員の意見がありましたけれども、大々的に取り組んでいるところということで五島に行きました。そういうことで、身近でももう少し簡略的にできる施設があるのか、今、山田委員の言われたように桜島にあるんだったら私もそこに行ってみたいと思います。

仮屋園一徳委員長

ほかの委員の方もそういうことでよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

こちらのほうで調査地等を含めて、今の問題について提案をしていきたいと思いますが、そういうことでよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

ほかに委員の皆さんから何かありませんか。

山田勝委員

先ほど携帯電話が店からあったので私も緊急で出ましたことについて、今後は出ないことにしますので申しわけありませんでした。

[発言する者あり]

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、以上で産業厚生委員会を散会いたします。

(散 会 14時41分)

産業厚生委員会委員長 仮屋園 一徳